

第 12 章 橋梁下部工事

第1節 適用

12-1-1 適用

本章は、橋台、橋脚、擁壁、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 一般事項

12-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編） | （公社）日本道路協会 |
| (2) 道路橋支承便覧 | （公社）日本道路協会 |
| (3) 道路橋補修便覧 | （公社）日本道路協会 |
| (4) 杭基礎設計便覧 | （公社）日本道路協会 |
| (5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧 | （公社）日本道路協会 |

12-2-2 一般事項

1. 輸送工

受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

2. 作業ヤード整備工

- (1) 受注者は、ヤード造成を施工するに当たり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成、整備しなければならない。また、必要に応じて上部工組立及び架設ヤードと適切な調整を図らなければならない。
- (2) 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。

第3節 土工

12-3-1 掘削工

掘削工の施工については、第1編3-3-2掘削工の規定によるものとする。

12-3-2 盛土工

盛土工の施工については、第1編3-3-3盛土工の規定によるものとする。

12-3-3 整形仕上げ工

整形仕上げ工の施工については、第1編3-3-6整形仕上げ工の規定によるものとする。

12-3-4 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、第1編3-3-8作業残土処理工の規定によるものとする。

第4節 橋台工

12-4-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

12-4-2 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-2既製杭工の規定によるものとする。

12-4-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-3場所打杭工の規定によるものとする。

12-4-4 躯体工

1. 基礎材の施工については、第1編3-4-9砕石基礎工の規定によるものとする。
2. 型枠、支保及び足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。
3. コンクリートの施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。
4. 鉄筋の施工については、第1編第3章第9節鉄筋の規定によるものとする。
5. 受注者は、均しコンクリートの施工について、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
6. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。
7. 受注者は、支承部の箱抜き施工について、道路橋支承便覧の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。
8. 受注者は、海岸部での施工について、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
9. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督員と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。
10. 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法やその緊結方法等に十分注意して組立てなければならない。
また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。
11. 受注者は、目地材の施工について、設計図書によらなければならない。
12. 受注者は、水抜きパイプの施工について、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
13. 受注者は、吸出し防止材の施工について、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。
14. 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。なお、有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。

第5節 橋脚工

12-5-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

12-5-2 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-2既製杭工の規定によるものとする。

12-5-3 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-3場所打杭工の規定によるものとする。

12-5-4 躯体工

躯体工の施工については、本章12-4-4躯体工の規定によるものとする。

第6節 擁壁工

12-6-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

12-6-2 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

12-6-3 石積工

石積工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によるものとする。

12-6-4 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。

第7節 法面工

12-7-1 法枠工

法枠工の施工については、第1編3-6-5法枠工の規定によるものとする。

12-7-2 植生工

植生工の施工については、第1編3-6-3植生工の規定によるものとする。

12-7-3 吹付工

吹付工の施工については、第1編3-6-4法面吹付工の規定によるものとする。